

令和3年4月23日

治験依頼者、モニタリングおよび監査担当者 様
共同研究等関係者 様

福井大学医学部附属病院
医学研究支援センター長

新型コロナウイルス感染防止に向けた学外来院者対応の変更について

新型コロナウイルス感染急拡大を受け、福井県は4月22日に県独自の緊急事態宣言を発出し、全国的な感染拡大に対して4都府県（東京、大阪、兵庫、京都）に4月25日から緊急事態宣言の発令が決定されるなど、予断を許さない状況となっております。また、これらを踏まえ、学外来院者に対する対応方針を当分の間下記のように変更することといたしましたのでお知らせいたします。

何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

【政府による緊急事態宣言対象地域およびまん延防止等重点措置を実施する地域からの訪問】
原則として禁止とします（真に必要な場合は要するものは要相談）。

【その他の県からの訪問】

必要性を慎重に判断し、延期可能な場合は延期をご検討ください。

【来院者へのお願い】

- ・来院2週間前より健康状態を健康チェック表に記入し、来院時にご提出願います。
- ・来院当日朝にも体温を測定し受付時に申告してください。
- ・電話、メール、Web会議等で可能な業務は、来院を自粛してください。
- ・1件あたりの訪問者を2名までとし、1日2件を上限とします。
- ・面談は原則CRCのみ可とします（治験の場合）。
- ・対面での確認作業は最短時間にしてください。
- ・移動中もマスク着用と手指消毒をするなど感染対策を徹底してください。
- ・発熱など体調不良の場合は、決して来院しないでください。
- ・来院後に発熱等を発症した場合、濃厚接触者であることが判明した場合（PCR検査を受けた場合は結果も含む）には、速やかにご連絡をお願いします。

以上